

様式第三（第3条第3項関係）

特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

平成27年11月4日

2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称

東京大学協創プラットフォーム開発株式会社

発起人 国立大学法人東京大学（総長 五神 真）

3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

(1) 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

名称	東京大学協創プラットフォーム開発株式会社
所在地	東京都文京区本郷三丁目40番10号 三翔ビル本郷6階
代表者	大泉 克彦
出資者	国立大学法人東京大学（議決権割合100%）
役員員の構成	取締役3名（うち東京大学役員以外の社外取締役2名）、支援・投資委員会3名（うち東京大学役員以外の社外取締役2名）
組織図	添付資料のとおり

(2) 特定研究成果活用支援事業の内容

①特定研究成果活用支援事業の概要

- ・民間ベンチャーキャピタルが無限責任組合員を務める、投資事業有限責任組合宛に有限責任組合員出資を行い、国立大学法人が有する学術成果が関連する企業への投資・支援業務。（間接投資）
- ・認定特定研究成果活用支援事業者である東京大学協創プラットフォーム開発株式会社が無限責任組合員を務める、認定特定研究成果活用支援事業者である投資事業有限責任組合を通じて、国立大学法人の有する学術成果が関連する企業への投資・支援業務。（直接投資）

②特定研究成果活用支援事業の内容

東京大学協創プラットフォーム開発株式会社は、東京大学がイノベーション・エコシステムの世界拠点の一つになることを目指すために、①質と量の充実したベンチャーキャピタルと連携したベンチャー創出、②事業会社と連携したベンチャー創出、③東大のみならず大学及び研究機関等が連携した豊富なシーズの供給体制を活用したベ

ンチャー創出、の3つの要素に対して有効な支援を有効に講じていく必要がある。

資金供給面では、東京大学周辺の関連ベンチャー企業に関する案件は、通常の場合、すなわち民間ベンチャーキャピタルが自らの経営資源と民間資金で十分対応してきた案件（本事業の射程外）以外のものとして、本事業構想の射程とする以下の4つがあげられる。

(ア) 間接投資案件（大学の構想する質と量の充実したベンチャーキャピタルに該当）

大学関連ベンチャーの案件に十分な経験やスキルがない民間ベンチャーキャピタルが、東京大学をはじめとするシード・アーリー段階への関与度を高め、本事業における新会社による支援や、大学の支援事業（インキュベーション事業や情報提供など）によってそのスキルを向上させることが必要なケース、又は、シード・アーリー段階への関与を行っている民間ベンチャーキャピタルであって、東京大学及び新会社からの支援を行うことで、ベンチャーへの支援がより有効に行い得るものについて、当該ベンチャーキャピタルが運営するファンドへ有限責任組合員出資をする案件

(イ) 共同投資案件（大学の構想する質と量の充実したベンチャーキャピタルに該当、マイノリティー投資等）

民間が先行しているが、投資先やその支援をしている民間ベンチャーキャピタルからの要請に応じて、本事業における新会社による支援や大学の支援事業（インキュベーション事業や情報提供など）と連携させることで、ベンチャーキャピタルの育成を行うとともに、大学発ベンチャーの創出と育成を後押しする案件

(ウ) 企業連携投資案件（大学の構想する事業会社との連携に該当）

大学と事業会社である企業との共同研究によって生まれた共願となっている知的財産権を活用する案件や、又は大学の技術と企業の技術を組み合わせたシーズ技術を基に、企業とともに投資を行い、積極的にベンチャー企業を育成する。

(エ) 複数大学・研究機関等連携投資案件（大学の構想する東大のみならず大学及び研究機関等が連携した豊富なシーズ供給体制に該当）

特定の分野に基づいて、大型の技術開発プロジェクトについては複数大学・研究機関等さらに事業会社等とも連携する枠組みを設けて積極的にベンチャー育成事業を進める。

このように本事業における投資活動はベンチャーキャピタルや事業会社などのパートナーと共同で実施することにより、新市場の開拓と民業補完機能を高めていくことができる。

なお、これらの投資事業については、進展に応じて積極的に民間ベンチャーキャピタルと共同して行っていく。

③投資の基準

③－１．直接投資の支援の基準

東京大学協創プラットフォーム開発株式会社が直接投資の支援の対象となる事業者及び当該特定研究成果活用活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準としては、次の③－１－１、③－１－２のいずれも満たすこととする。

③－１－１．支援事業者の基準

- (ア) 政策趣旨、東京大学出資事業ポリシーに則り、人類の福祉と地球全体の安定的成長、東京大学及び我が国の社会の発展に寄与するとともに、未知の社会的要請の解決、及びイノベーション・エコシステムの構築に資するものであること。
- (イ) 世界最高峰のポテンシャルを有するライフサイエンス、インフラ／素材、ロボティクス／デバイス、ITその他の今後成長が見込まれる分野を対象とし、学術研究成果の事業化による産業界への貢献、東京大学及び我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。
- (ウ) 特定研究成果活用支援事業計画の期間内に、全体として、特定研究成果活用支援事業者が保有する特定研究成果活用事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと認められるものであること。ただし、本事業の政策趣旨がイノベーション・エコシステムの構築を目指していることを鑑み、本事業計画の期間内に収まらない可能性がある案件についての支援・投資を行うことを妨げるものではない。
- (エ) 概ね事業化後5年から10年程度でのエグジットが見込めること。ただし、解決に長期間を要する未解決の社会的課題の解決が、本事業の重要な役割であることを鑑み、10年を超える期間を要する案件についての支援・投資を行うことを妨げるものではない。
- (オ) 特定研究成果活用事業者に対して、民間等からの出融資による資金供給が行われること等により、対象事業者の行う研究成果の事業化に資する民間事業者等とのコラボレーションが見込まれ、結果として、特定研究成果活用支援事業全体として、当社と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われるものであること。

③－１－２．支援内容の基準

特定研究成果活用支援事業が果たすべき使命に沿って、本事業がシステムとして定着するために、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (ア) 類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることなく民業補完に徹するとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、民間事業者等から出融資等の資金供給を可能な限り多く確保しながら、率先して支援を行うものであること。併せて、中小企業に対して不当に差別的な取り扱い

をしないよう留意すること。

- (イ) 特定研究成果活用支援事業を通じた総収入が、少なくとも当社の全ての事業期間を通じて必要な総支出額を上回ることを目指して、対象事業者に対する支援は適切な分散投資を図りながら当社の運営するファンドを通じて主として行うものであること。また、対象事業者に対する支援計画を十分に検討するとともに、積極的な経営指導を実施することにより、対象事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。更に、対象事業者の事業活動について進捗状況や収益性を適切に評価するものであること。
- (ウ) 本事業をエコシステムとして定着させるために、起業家や起業家を支援できる人材を育成するものであること。また、研究者の自主性や東京大学の自主性を尊重するとともに、東京大学が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。
- (エ) 個人及び対象事業者に関する情報の適正な取り扱いに留意しつつ、情報公開を一般に行うとともに、東京大学や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、活動の透明性を確保するものであること。

③- 2. 間接投資の支援の基準

東京大学協創プラットフォーム開発株式会社が運営する投資事業有限責任組合から行う間接投資の資金拠出対象とする投資事業有限責任組合の要件は以下の通りとする。

- (ア) 投資事業有限責任組合の無限責任組合員たる民間ベンチャーキャピタルが、本事業の政策趣旨を理解した上で、賛同していること。
- (イ) 当該民間ベンチャーキャピタルが無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合の投資活動に関して、政策趣旨に鑑み適切に行われているかをモニタリングするため、必要となる報告事項を適時適切に実施する義務を負うことについて、理解・納得していること。
- (ウ) 拠出した投資事業有限責任組合における、東京大学協創プラットフォーム開発株式会社が運営する投資事業有限責任組合の出資持分割合相当が、③- 1 - 1の基準を満たすことを目的としているものであること。

④関係機関との連携

東京大学アントレプレナー道場等のアントレプレナーシップ教育の実施、ワンストップ・コンサルティングやアントレプレナープラザの運営等インキュベーション支援、及び東京大学の承認 TLO と協働して行ってきた知的財産権の確保及び活用という従来から実施してきた活動との連携を十分図っていく。

また、文部科学省、経済産業省へ定期的な報告を実施し、そのフォローアップを受けるものとする。

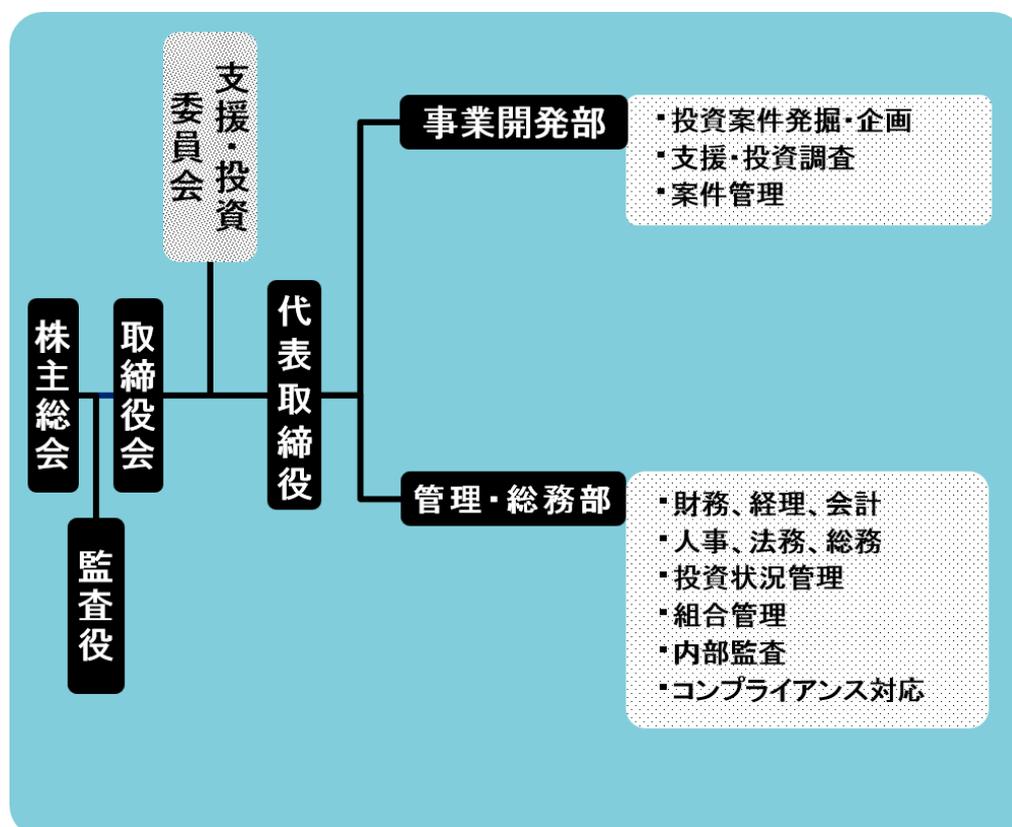
⑤民間事業者との関係構築

投資先、関連する民間ベンチャーキャピタルの民間事業者、及び出資者との協力関係を構築する等の対応策を講じる。具体的な対応策については、今後、その内容を具体化し、ファンドの特定研究成果活用支援事業計画の認定の際の申請書に明記する。

4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期

法人設立の日の翌日から（但し、資金供給等については、今後予定している投資事業有限責任組合組成の日の翌日から。）。

組織図



- ・東京大学協創プラットフォーム開発株式会社は、株主総会、取締役会、監査役を設置し、その下に事業開発部、管理・総務部を設置する。
- ・前述の会社機関、組織の他に支援・投資委員会を設置する。投資に係る審査を行う。構成員は学外且つ社外取締役が過半となるようにする。
- ・事業開発部は、投資に係る全般を業とする。
- ・管理・総務部は、会計、経理、人事、総務等、会社運営に必要となる事項の内、投資に係る事項以外を所管する。組合の管理や投資先等の情報管理、コンプライアンス対応等、その業務は多岐にわたる。
- ・監査役は、社外の者により構成され、取締役と支援・投資委員会構成員の業務執行に係る監査を行う。
- ・役職員の業績評価、報酬の水準は以下のとおり。

役職員の業績評価の基準

役職員の業績評価は、組織業績及び個人業績の観点から実施する。組織業績については、投資採算のみでなく、中長期的な雇用・事業の創出や大学への貢献等の基準か

役職員の報酬の水準

らも評価を行う。個人業績については、各役職において期待される行動の発揮度合いや、年間の個人目標に対する成果等に応じて評価を行う。

役職員の報酬の体系としては、固定給、業績連動賞与及びインセンティブ・ボーナスの3種類を組み合わせ、公金を原資とする事業であることを踏まえ、投資益偏重の業務取組姿勢を誘導しない様に、適切に設計することを想定している。

固定給については固定額の月次支給とし、役職員の長期的な能力伸長の観点から、業績評価結果を勘案して年1回の昇降給を実施する。業績連動賞与については、業績評価結果を勘案して支給額を決定し、半年または1年に一度支給することを想定する。

インセンティブ・ボーナスは成功報酬の一部を原資とする賞与であり、役職員が責任を持って業務に従事することが出来る体制を整備するため、及び将来の社会的収益を最大化するため、役職員の報酬インセンティブとして設定することを想定する。